

「とうきょう特産食材使用店」登録制度実施要領

平成 22 年 6 月 1 日

22 産労農食第 224 号

一部改正 平成 22 年 9 月 28 日

22 産労農安第 194 号

一部改正 平成 24 年 4 月 1 日

23 産労農安第 1208 号

第1 趣旨

都民の食の安全安心に対する関心の高まりや地産地消を求める声が高まる一方で、生産量及び流通量が限られている都内産農林水産物については、消費者に十分に認知されていない状況にある。このため、「とうきょう特産食材使用店」（以下「使用店」という。）登録制度を実施することにより、都内産農林水産物を消費者へPRし、消費の拡大を図るとともに生産拡大につなげていく。

第2 制度の内容

都内産農林水産物を積極的に使用している飲食店等を使用店として東京都が登録し、その情報を積極的に公開すること等を通じて、飲食店等における地産地消の取組拡大や消費者の都内産農林水産物への理解促進を図り、消費及び生産の拡大につなげる。

第3 都内産農林水産物の定義

都内産農林水産物とは、都内で生産されている農林水産物とする。なお、TOKYO X については、東京都外で肥育しているものを含む。

第4 登録対象店

都内（区部及び多摩地域）において営業している飲食店等とする。

第5 申請条件

以下の全ての条件を満たすものとする。

- 1 都内産農林水産物をおおむね年間を通じて使用し、その情報を店内、メニュー等に表示するなどして、積極的に来店者に提供していること。

- 2 来店者に都内産農林水産物の生産地、流通方法等の情報を提供するなど、地産地消の推進につながる取組を行っていること。
- 3 今後もさらに都内産農林水産物を積極的に使用する意欲があること。
- 4 知事による申請書記載内容の公開（ホームページ等への掲載、マスコミ等への紹介等）を承諾し、都が実施する食育・地産地消推進のための施策に協力すること。

第6 申請方法

登録を希望する場合は、「とうきょう特産食材使用店登録申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入し、知事に提出する。

第7 申請期間

申請受付は、別途定めて公表する。

第8 登録

- 1 知事は、受理した申請書の内容を確認し、別に定める「とうきょう特産食材使用店登録審査会」（以下、審査会という。）に意見を聞いたうえで、登録条件を満たす申請者を使用店として登録する。
- 2 知事は、登録の可否を申請者に通知する。
- 3 前項の審査会について必要な事項は別に定める。

第9 登録証の交付

知事は、使用店に対し登録証及びロゴ入り表示看板等を交付する。また、使用店の希望に応じてロゴデータを提供する。ただし、表示看板等については、状況によりロゴデータの提供のみとなることがある。使用店は提供されたデータに基づき表示看板等を作成することができる。

第10 現地確認

知事は、登録にあたり現地確認を行うことができる。

第11 使用店の責務

使用店は次の責務を有する。

- 1 都内産農林水産物を応援店において、料理等に使用し、来店者に積極的に提供する。なお、料理を提供できない期間がある場合は、その旨を店頭、メニュー、ホームページ等で明示するなど、来店者に対して情報提供すること。
- 2 交付された登録証、表示看板等を店頭又は店内の見やすいところに掲示し、自ら使用店であることをPRする。また、インターネットで店に関する情報を発信する際は、可能な限り使用店であることを明記する。
- 3 メニュー等に使用店のロゴ等を活用し、使用店であることを積極的に記載する。
- 4 使用する都内産農林水産物の産地等を可能な限り区市町村名までメニュー又は見やすい場所に掲示し、来店者に農林水産物やその関連情報を説明できるようにする。

第12 申請内容の変更

使用店は、以下の申請内容に変更が生じた場合は、速やかに「とうきょう特産食材使用店変更申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入し、知事に提出する。

- 1 店舗名称の変更
- 2 店舗所在地及び電話番号の変更

第13 登録期間

登録期間は、登録年度の次々年度末とし、以後3年毎に更新する。

第14 登録の更新

知事は、使用店の登録期間が満了した時は、使用店の登録継続の意思と登録条件に反していないことを「とうきょう特産食材使用店更新申請書」（別紙様式1）にて確認のうえ、登録を更新する。

第15 登録の辞退

前記第5の登録条件に合致しなくなった場合や登録の継続更新を希望しない場合は、使用店は「とうきょう特産食材使用店登録辞退届書」（別紙様式2）を知事に提出する。

第16 登録の取消し

知事は、申請書の記載内容に虚偽があった場合、使用店に法令違反があった場

合、また、登録条件及び使用店の責務の要件に合致していないと認められる場合、審査会に諮ったうえで、当該店の登録を取り消すことができる。

第17 取消しの公表

前記第16の登録の取消しのうち、申請書の記載内容について、故意または重大な過失による虚偽があった場合については、登録を取り消したうえで、事業者名及びその理由を公表する。

第18 登録証及び表示看板の返還

前記第15の登録の辞退または第16の登録の取消しがあった場合は、使用店は速やかに登録証及び表示看板を返還する。

第19 使用店のPR及び使用店に対する情報提供

知事は、ホームページ等で使用店を広報するほか、マスコミ等に紹介する。また、使用店に対し、東京の農林水産物や食に関する情報提供等を行う。

第20 店舗の表彰

- 1 知事は、使用店として特に取組が優れていると認められる店舗に対して、感謝状を贈呈することができる。
- 2 前項の選定にあたっては、審査会において、意見を聞くことができる。

第21 その他

この要領に定めるもののほか、「とうきょう特産食材使用店」登録制度に必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。